

# 台湾 個人留学システム 約款

## (1) システムの定義

第1条 毎日エデュケーション（以下「当社」）の台湾個人留学システム（以下、「当システム」）は、台湾への留学を希望される方のために、入学手続代行料を申し受けることによって、留学先として希望する学校（以下「学校」）に対する入学申請手続を代行し、かつ出発に際しての情報提供などを行うものである。なお、当システムは、課程修了、学位取得、資格取得などを保証するものではない。

第2条 当システムが取扱う対象は、原則として中国語の語学研修を目的とした留学とする。

第3条 手続代行を行う学校の研修内容は各教育機関が独自に企画、運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではない。

## (2) 個人留学の種類

第4条 当システムにおいては、留学の地域、期間、研修の形態などにより、個人留学を以下の通り分類し、その種類ごとに入学手続代行料を規定する。

①台湾の学校（語学研修生ビザが発給が認められている学校）の規定コースに参加する場合、「台湾留学」と呼ぶ。

②台湾の学校で先生1名生徒1名で行う授業形態を「台湾個人レッスン」、台湾の一般家庭に宿泊することを「台湾ホームステイ」と呼ぶ。

## (3) 提供するサービス

第5条 当システムが、当システムにお申し込みになられた方（以下「お客様」と呼びます）に対して提供する入学手続代行サービスは、学校への入学申請書類の送付、出願料・デポジット等の送金（それが必要な場合）、入学許可書等の受け取り、渡航準備に関する情報の提供です。「台湾個人レッスン」の場合は、レッスンの手配も含みます。

第6条 当社は事前にお客様の留学先住所のタイプ（一人部屋・二人部屋など）に関するご希望を伺い留学生活の申請をいたしますが、留学生活の運営や部屋確保に関する決定は学校が行います。当社が提供する留学生活の手続代行サービスは部屋確保を保証するものではありません。入学手続きや入寮手続きは現地到着後、お客様自ら行っていただきます。

第7条 学校が滞在施設を持たない場合や学校または当社が指定する滞在先以外の滞在を希望する場合は、原則として当社は滞在先の手配をいたしません。お客様が学校指定以外の宿泊施設を手配し、これに起因するトラブルが発生した場合において、当社は一切の責任を負いません。また、当該トラブルにより当社が損害を被った場合には、お客様に損害賠償を求めさせていただきます。

第8条 当システムによる留学にはアドバイザーの同行はありません。

第9条 留学開始後に留学期間の短縮、延長を希望される場合は、現地に当該学校の同意を得た上でお客様が手続きを行うものとします。

## (4) お申込みの条件

第10条 当システムにお申込みになることができるのは、原則として中国語の語学研修を目的とする方で、かつ、当社の申込み条件を十分に理解し、受入国の法規ならびに受入校の規則を遵守できる心身共に健康な方に限ります。

第11条 20歳未満の方のお申込みになる場合、お申込み者に親権者の署名が必要です。

第12条 心身に障害のある方および申込み時に健康を害している方のお申込みについては、可能かつ合理的な範囲内でこれに対応します。その場合、医師の診断書を出したことがある場合があります。また、状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきます。留学生活に支障があると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

第13条 締切以降、またはそれ以前であっても手続きが不可能と当社が判断した場合は、お申込みをお受けいたしません。ただし、学校によっては、締切日以降でも定員を満了していない場合、お申込みを受け付けられることがあります。ご希望の場合は、まず当社にて学校への状況確認を行います。受け入れ可能であった場合は、必ず当該校への入学手続代行をお申込みいただくことが前提となります。学校が受け入れを認めたにもかかわらず、お申込みにならない場合は、違約料として入学手続手数料と同額を申し受けます。受け入れ不可能であった場合は、その限りではありません。

第14条 規定外の条件での入学申請、例えば学校が定める入学資格（年齢、学歴など）に適合しない方の申請、開講日より遅れて参加することが明らかな方の申請などは、当社にて事前に受け入れ可否につき学校側に確認のうえ、受け入れが認められる場合のみお申込みを受け付けます。この場合は「中途入学」として取り扱います。

第15条 次に定める事由のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

①お申込者が日本及び受入国の法令もしくは公序良俗に反する行為や語学研修の円滑な実施に支障をきたす行為を行う恐れがあると当社が判断したとき。

②お申込者が未成年の場合で、親権者の同意がないとき。

③希望する学校のお申込み手続期限あるいは留学開始日までに、必要な手続きを完了できない見通しがないと当社が判断したとき。

④お申込書その他書類の記載事項ならびに当社に申告していただいた事項において、虚偽があったとき。

⑤当社が指定する期日までに入学手続手数料または必要費用を支払わないとき。

⑥心身に障害のある方および申込み時に健康を害している方で、安全な留学生活を送ることが困難であると当社が判断したとき。

⑦その他当社の業務上の都合があるとき。

## (5) お申込みの方法

第16条 当社指定の申込書に必要事項をご記入の上、申込金として入学手続代行料を添えてお申込みください。必要事項が記入された申込書と定められた入学手続代行料を当社が受理し、当社が申込みを承諾したとき、当システムにおける入学手続代行契約が成立します。

第17条 お支払いいただいた入学手続代行料は、留学の取消し、当システム利用の取消しが発生した場合、契約日から起算して8日目までは全額を返金いたします。また9日目以降の取消しの際は、第18条に掲げる事由によるものを除き、その全額を取消料に振り替えます（第36条参照）。

第18条 お客様の希望する学校が定員に達して入学が許可されなかった場合に限り、入学手続代行料から、既に支払いが完了している支払先から返金されない費用を差し引いた金額を払戻します。

第19条 締切日を超えた場合でも学校側の受け入れが可能であれば、通常の入学手続代行料に加え、緊急手配料を申し受けることにより、お申込みを承ることがあります。

第20条 お申込み後における個別の要望の依頼、またはお申込み時の要望の変更など、学校への連絡が必要となる場合には、第31条⑤に定める通費を申し受けます。

## (6) 渡航手続

第21条 当社はお客様の希望により留学に必要なビザの申請を代行します。ビザ申請代行を承る場合、第31条①に定める手数料を申し受けます。また、これとは別に受入国に定められたビザ申請料が必要となります。

第22条 お客様ご自身でビザを申請したことにより生じたトラブルについては、当社はその責を負いません。また、そのことにより予定通りの留学が不可能となった場合においても、その責はお客様に帰属します。

第23条 当社はお客様の希望により留学に際して利用する航空便のご案内と航空券の手配をします。

第24条 お客様ご自身で航空券を手配したことにより生じたトラブルについては、当社はその責を負いません。また、そのことにより予定通りの留学が不可能となった場合も、その責はお客様に帰属します。

第25条 学校側の諸事情により、入学許可書、招状状などのビザ取得に必要な書類が期日までに届かず、その結果としてビザ申請が緊急申請となったり、予約した航空便の変更が必要になる場合があります。お客様ご自身で渡航手続をおこなっている場合において、前述の事由により発生する緊急申請料、航空便予約変更手数料などの諸費用はお客様の負担となります。

第26条 健康診断は、当社が定める期間に、原則としてお客様ご自身の手続きにおいてお受けください。当社が指定する期間以外に受診したことにより生じたトラブルについてはお客様の責任となります。また、既に健康診断書をお持ちの場合はその有効期限を確認してください。なお、健康診断書の効力の有無は中国大使館および中国の保健所等関係機関が判断するものであり、それによるトラブルに際して当社はその責を負いません。

## (7) 料金

第27条 第4条に規定する留学の種類ごとの入学手続代行料は以下の通りです。（税別）

①「台湾留学」：30,000円（税別）

②「台湾個人レッスン」「個人レッスン（民間学校）」：30,000円（税別）、「台湾ホームステイ」：10,000円（税別）

第28条 第27条に述べた入学手続代行料は、当社が別途告知する規定により、割引の設定をおこなう場合があります。

第29条 学費、寮費、登録費、教材費などは、現地到着後、学校が定める方法により学校へ直接お支払いください。

第30条 学校の出願料、学費のデポジットなどを当社が立て替えて事前送金した場合は、その実費を別途申し受けます。

第31条 お申込み後、当社がお客様からの依頼により行うサービスについては、以下の通りその料金を定めます。

①ビザの申請代行を当社に依頼された場合、そのビザ申請代行手数料。  
台湾：12,000円（税別）/15,000円（税別）

②ビザの申請代行を当社に依頼された場合、当社がお客様に代わり立て替えて領事館等に支払うビザ申請料（当該国政府機関が定める料金であり、今後変更される可能性があります。下記はいずれも日本国領事館の場合）。  
台湾：5,300円（シングルビザ）/10,500円（マルチビザ）

③航空券を当社が手配した場合、当社が定める当該航空運賃。  
・時期、区間、航空会社などにより、運賃は異なります。

④学校到着までの台湾国内の交通、宿泊の手配を当社に依頼された場合、当社が定める当該サービスの料金。ただしこれらの費用が現地払いになるときは、その金額の10%を手配手数料として申し受けます。

⑤お客様のために通常の手続代行では生じない通費を行った場合、その通費として1件につき4,000円を申し受けます。

⑥お客様の都合による変更が発生した場合、第33条に定める変更手数料。

⑦「オプション」としてパンフレットその他に掲載しているサービスについては、当該記事に定めている料金を。

第32条 お客様自身に起因するやむを得ない事情により、当社にお客様またはその親族の求めにより必要の手配を承る場合があります。これにより発生する諸費ならびに手数料はお客様もしくは親族の負担となります。

## (8) 契約内容の変更

第33条 契約内容の変更により、学校またはコース（プラン）の開始時期を変更するときは、変更手数料として10,000円（税別）を申し受けることにより、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。ただし以下の条件を満たす場合に限りです。

①1回目の変更であること。

②学校を変更する場合、変更前の学校が申請前であること。

③学校を変更する場合、変更する先が決定していること。

## (9) お客様による契約の取消し

第34条 お客様はお申込みの後、取消料および既に発生している実費を支払うことによって当システムの契約を取消することができます。その際、学校の規定による取消料に併せてサービスを開始または完了している入学手続代行以外の手数料および実費ならびにそれに関する取消料がある場合は、その費用もお客様の負担となります。なお、契約日から起算して8日目までは、当社は取消料を受取ることなく、お取り消しに応じます。

第35条 お申込み後にお客様の都合により当システムの契約をお取消しになる場合は、書面にて当社までお知らせください。当社が取消を申し受けた日が、取消成立日となります。電話での取消しはお受けできません。

第36条 当システムの取消料は以下の通りです。

①「台湾留学」：30,000円（税別）

②「台湾個人レッスン」「個人レッスン（民間学校）」：30,000円（税別）、「台湾ホームステイ」：10,000円（税別）

第37条 契約の取消しに伴う返金に必要な手数料（振込手数料など）などの実費はお客様の負担となります。

第38条 当社が入学申請手続きを開始している場合において取消しをするときは、既に学校に支払った出願料、学費のデポジットなどは学校の規定により返金はされず、お客様の負担となります。送金手数料の返金もできません。また、学校より取消料の請求があった場合もお客様の負担となります。

第39条 留学開始後の期間短縮、途中退校の場合、学校からの費用の払い戻しは原則としてありません。また、既にお支払いいただいている入学手続代行料ならびにその他経費の返金もできません。

第40条 ビザ申請代行を当社に依頼された場合で、当社が既にビザ申請を済ませている場合においては、ビザの受領の如何に関わらず、ビザ申請料実費およびビザ申請代行手数料は返金いたしません。

第41条 航空便の手配を当社に依頼された場合は、別に定める航空券の取消料をお支払いいただきます。

第42条 第36条から第41条に掲げるお客様が負担すべき費用に関して、当社が未だお客様から支払いを受けていない場合においても、お客様はその支払い義務を負い、当社の求めに応じ当該金額を支払わなければならないものとします。

## (10) 当社による契約の解除

第43条 当社が指定する期日までにお客様が入学手続代行料または必要費用を支払わないときは、当社はお申込みを解除することがあります。この場合、お客様には以下の費用をお支払いいただきます。

①お申込み時に支払うべき所定の入学手続代行料

②第37条から第39条に述べた費用

③第40条および第41条に該当する場合はそこに規定する費用

第44条 当システムによる契約を履行中において、第15条に掲げるお申込みをお受けできない事項が発生または判断したとき、または第15条に掲げるお申込みをお受けできない事項等の理由により、入学を不許可と判断したときは、当社はおお客様の申込みを解除することができます。その場合、お客様には第43条と同様の費用をお支払いいただきます。

## (11) 当社の免責事項

第45条 当社に当システムに関するお問い合わせがあった学校への入学が不可能になった場合、あるいはご希望の宿舎が確保できなかった場合当社はその責を負いません。また、それによってお客様が被った損害に対して一切の責を負いません。

①日本における学業成績がお客様の希望する学校の規定に達しない場合、学校が入学を不許可にしたとき。

②日本での現職もしくは職歴が問題となり、学校が入学を不許可にしたとき。

③お客様が希望する学校が定員に達して入学できないとき。

④当社がお客様の留学先住所の申請、もしくはご希望のタイプのお部屋の申請をしたにも関わらず、学校が部屋の確保をしなかったとき。あるいは、留学生活が定員に達していない受け入れを取りやめたとき。

⑤当社が正当に当システムの契約に基づくサービスを提供しているにもかかわらず、現地学校側の明らかなミスにより、入学手続代行が留学期間日より完了できなかったか、入学許可が必要期日までに到着できなかったとき。

⑥天災地変、戦乱、暴動、運送ストライキ、不慮の災害、交通事故ならびに日本または外国政府および公的機関の指令もしくは命令による規制、郵便の事情などにより、入学手続代行が留学期間日より完了できなかったか、入学許可証が必要期日までに到着できなかったとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送ストライキ、不慮の災害、交通事故ならびに日本または外国政府および公的機関の指令もしくは命令による規制などにより、お客様が授業開始希望日までに学校に到着できなかったとき。

⑧入学許可が与えられたにもかかわらず、学校が開講されたか、学校側の都合により許可されたコースが実施されなかったとき。

⑨年齢、心身の障害、及び健康上の理由から学校が入学を不許可にしたとき。

⑩お客様の事情や所轄の旅行事務所、訪問国査証発給窓口、関係国政府の事情により、旅行またはビザが出国予定日までに取得できなかったとき。

⑪お客様に起因する事由により、旅行またはビザの発給を拒否されたとき、および訪問国への入国を拒否されたとき。

⑫お申込み時に当社に2校以上もしくは2コース以上の入学手続代行を依頼し、その入学許可がおりたにもかかわらず、学校が必要と定める学業成績を現地において得ることができなかったか、現地での生活態度が留学を継続するに相応しくないと考えられるために、学校側が留学延長を拒否したとき。

第46条 第45条の第⑩項から第⑫項に掲げる事由において入学が不許可になったお客様が、お申込みの学校を変更する場合は、最初のお申込みコースの開始日より起算して1年以内に当社に申し出ることを条件に、当社は変更手数料を申し受けることなく手続きを行います。また、第45条に掲げる事由が発生し、そのことによりお申込みの学校を変更せず、当システムの契約を取消す場合において、既に支払った入学手続代行料および必要実費を返金することはできません。

第47条 学校が指定する期間より早く（もしくは遅く）学校に到着した場合において、学校の入寮、登録手続および留居届の申請手続きならびにビザの延長手続きおよびそれにより生じた事情に対しては、当社はその責を負いません。

第48条 ビザの申請、航空券の手配をご自身でされたことにより生じたトラブルについては、当社はその責を負いません。

第49条 日本を発生してから学校へ到着するまでの間に、個人的に旅行を行う場合、当該旅行期間の全てにわたって、またそのことにより必要となる留居届の申請手続きならびにビザの延長手続きに関しては、当社はその責を負いません。

第50条 当システムは、この台湾個人留学システム約款に記された範囲内でサービスを提供するものであり、出発後の現地での個人生活、学校生活およびその中でお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負いません。また現地からコレクショナルによるお問い合わせは、原則として受け付けません。

第51条 渡航後はお客様個人の責任において行動していただきます。お客様の故意または過失により、受入国の法令ならびに受入校および滞在の規則等に違反し、もしくは公序良俗に反する行為を行った結果生じた責任、損害等は、全てお客様に帰属するものであり、当社はその責を負いません。また、それらの行為により当社が損害を被った場合は、当社にお客様に対し損害賠償を請求します。

第52条 当システムは、学校から送られてくる最新の資料に基づいて実施されますが、お申込み後、学校側の事情により、授業内容、滞在先、学習費用などに違いがあった場合、当社はその責を負いません。

## (12) 当約款の効力

第53条 当約款は2018年2月10日以降に開始するコースに2018年1月1日以降にお申込みになられたお客様から適用されます。これに該当しないお客様は旧約款を適用することとします。